

## 生産性向上のための設備投資補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、本県の中小企業等が行う生産性向上と省エネルギーの促進等に資する設備投資を後押しするため、千葉県補助金等交付規則(昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、国の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(以下「ものづくり補助金」という。)に対する上乘せとして、補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者等」の定義は、千葉県内に事業所を有し、中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者又は組合等の団体及びNPO法人、中小企業等経営強化法第2条第5項で規定する者のうち資本金の額又は出資の総額が10億円未満であるものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助の対象者は、令和4年度において、ものづくり補助金(一般型)に実施場所を千葉県として採択された中小企業者等とする。ただし、次に掲げる事業については、補助の対象としない。

#### (1) 法令等に違反する事業

(2) 補助を受けようとする事業を行う法人その他団体の役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。)が次のア、イ及びウのいずれかに該当する者であるときは、その事業

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する行為((イ)又は(ウ)に該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(補助金の額及び補助対象経費)

第4条 補助金の決定額は、ものづくり補助金において交付決定を受けた際に補助対象と認められた経費に12分の1を乗じた額であつて、知事が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。なお、ものづくり補助金が認める事業開始日から知事が指定する期日までの間に契約等を行い、かつ支出したものに限る。

2 補助対象経費の詳細については、全国中小企業団体中央会の「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金公募要領」による。

(補助上限額)

第5条 補助金の上限額は250万円とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める期日までに、規則第3条の規定により生産性向上のための設備投資補助金交付申請書(第1号様式)誓約書(第2号様式)及び役員等名簿(第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書には、ものづくり補助金に係る以下の書類の写しを添付しなければならない。

(1) 補助金交付申請書一式(補助事業計画書及び収支予算書を含む)

(2) 交付決定通知書

3 補助金の交付の申請をしようとする中小企業者等は、第1項の補助金の交付の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、申請者に通知する。

( 交付の条件 )

第 8 条 規則第 5 条及びこの要綱の規定により付す条件は、次のとおりとする。

( 1 ) 補助事業において内容変更をした又は経費の配分変更をした ( ものづくり補助金の変更承認を受けたものに限る ) 若しくは中止・廃止をした場合は、速やかに生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業変更承認申請書 ( 第 4 号様式 ) を、ものづくり補助金の変更承認書面の写しを添付のうえ知事に提出すること。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

( 2 ) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

( 3 ) その他知事が必要と認める条件

2 前項 ( 1 ) の軽微な変更とは、補助金の増加を伴わないもので、補助事業の遂行に支障を来たすことなく、かつ事業能率の低下をもたらさない事業計画の細部を変更する場合をいう。

( 状況報告 )

第 9 条 第 7 条の規定による補助金交付決定通知を受けた補助対象事業者 ( 以下「補助事業者」という。 ) は、知事が規則第 10 条の規定により補助内容の状況報告を求めたときは、生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業遂行状況報告書 ( 第 5 号様式 ) を知事に提出しなければならない。

( 債権譲渡の禁止 )

第 10 条 補助事業者は、第 7 条の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律 ( 平成 10 年法律第 105 号 ) 第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令 ( 昭和 25 年政令第 350 号 ) 第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 知事が第 12 条の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法 ( 明治 29 年法律第 89 号 ) 第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律 ( 平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。 ) 第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知若しくは民法第 467 条又は債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

( 1 ) 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

- ( 2 )債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。
- ( 3 )知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

3 第 1 項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、千葉県財務規則(昭和 39 年千葉県規則第 13 号の 2 )の規定に基づき、知事が会計管理者に対して支出の命令を行ったときに生ずるものとする。

#### ( 実績報告 )

第 1 1 条 補助事業者は、規則第 1 2 条の規定により実績報告をしようとするときは、知事の指定する期日までに、ものづくり補助金の実績報告書の写しを添付のうえ、生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業実績報告書(第 6 号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金の実績報告を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

#### ( 補助金の額の確定 )

第 1 2 条 知事は、規則第 1 4 条の規定により、前条の報告を受けた場合において、当該報告書の内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### ( 交付の請求 )

第 1 3 条 補助事業者は、規則第 1 5 条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、生産性向上のための設備投資補助金交付請求書(第 7 号様式)を知事に提出しなければならない。

#### ( 決定の取消し )

第 1 4 条 知事は、補助事業者が規則第 1 7 条第 1 項の各号の規定のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。なお、これは補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

#### ( 暴力団密接関係者 )

第15条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、補助事業を行う団体などの役員等が第3条第2号イ又はウに該当する者である団体とする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、第14条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の管理)

第18条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的にしたがってその効果的な運用を図らなければならない。

(関係帳簿等の調査)

第19条 知事が必要と認めた場合は、補助事業者に対し報告を求め又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、補助事業が完了した後においても、適用があるものとする。

(財産の処分)

第20条 取得財産等のうち、規則第21条第1項第4号及び第5号の規定により処分(他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供することをいう。以下同じ。)を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 規則第21条第1項に規定する、本事業により取得した財産の耐用年数の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間を準用する。

3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ、取得財産等の処分承認申請書(第8号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

この場合において、知事は、補助事業者が当該取得財産等の処分をすることにより

収入があるときは、当該取得財産等の耐用年数を経過している場合を除き、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(知的財産権の帰属)

第21条 本事業の実施により補助事業者が生じた知的財産権は、本事業の本旨に照らし、原則として補助事業者に帰属するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月5日から施行し、令和4年度事業に係る補助金に適用する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）  
（名称及び代表者名）

生産性向上のための設備投資補助金交付申請書

下記のとおり、生産性向上のための設備投資補助事業を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- 1 事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) ものづくり補助金が認める補助対象経費	円
(2) (1)に 1/2 分の 1 を乗じた額	円
(3) ものづくり補助金交付決定額	円
(4) 補助金交付申請額	円
  
- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
別紙「補助事業計画書」のとおり
  
- 3 補助事業完了予定期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) 省エネ促進に資する取組に関する確認書（第 1 号別記様式）
- (2) 誓約書（第 2 号様式）、役員等名簿（第 3 号様式）
- (3) ものづくり補助金に係る補助金交付申請書一式の写し
- (4) ものづくり補助金に係る交付決定通知書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書面

(第1号別記様式)

年 月 日

## 省エネルギー促進等に資する取組に関する確認書

(名称及び代表者名) \_\_\_\_\_

当該事業を実施するにあたって、省エネルギーの促進を図るために以下の取組を行います。

設備導入を行うにあたっては、省エネルギーを促進する(二酸化炭素排出量の少ない)機器を選択します。

導入した機器については、エネルギーコスト削減のため、効率的な運用に努めます。

その他(省エネ促進等に向けてPRしたい取組等があれば記入ください)

--



第2号様式（第6条関係）

## 誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

当該申請事業が、生産性向上のための設備投資補助金交付要綱第3条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

第3号様式（第6条関係）の役員等名簿に記載した内容に虚偽はありません。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

### 注意事項

代表者自署で作成する場合、押印は不要。

なお、その場合は本人確認書類の写し（運転免許証等）を添付すること。

電子申請の場合、代表者の署名又は押印した誓約書をデータ化して、電子申請に添付し、署名又は押印した原本を申請者自身で保管しておくこと。

第4号様式（第8条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業変更承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条第1項第1号（第3号）の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更（中止・廃止）の内容（変更の内容がわかるように具体的に記載すること。）

3 中止の期間（廃止の時期）

（添付書類）

ものづくり補助金に係る変更承認書面の写し

第 5 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業遂行状況報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号 で交付決定のあった  
生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業の遂行状況について、千葉県  
補助金等交付規則第 9 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額
- 2 支出済額
- 3 補助事業の遂行状況

第6号様式（第11条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）

（名称及び代表者名）

生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業実績報告書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった生産性向上のための設備投資補助金に係る補助事業を完了（廃止・中止）したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記の書類を添えて報告します。

記

1 事業に要した経費及び補助金交付決定額

- |                    |   |
|--------------------|---|
| (1) 補助事業に要した経費     | 円 |
| (2) 補助金交付決定額       | 円 |
| (3) (1)に12分の1を乗じた額 | 円 |

2 補助事業に要した経費の配分  
別紙のとおり

3 補助事業完了期日 年 月 日

（添付書類）

- (1) ものづくり補助金に係る実績報告書一式の写し
- (2) その他知事が必要と認める書類

第7号様式（第13条関係）

年 月 日

千葉県知事 様

（所在地）  
（名称及び代表者名）

生産性向上のための設備投資補助金交付請求書

年 月 日付け千葉県 達第 号で額の確定のあった生産性向上のための設備投資補助金について、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金

円

振込金融機関名	
本（支）店名	
口座種別	
口座番号	
フリガナ 口座名義人	

年 月 日

千葉県知事

様

（所在地）

（名称及び代表者名）

生産性向上のための設備投資補助金に係る取得財産等の処分承認申請書

年 月 日付け千葉県 指令第 号で交付決定のあった生産性向上のための設備投資補助金に係る取得財産等を下記のとおり処分することについて、生産性向上のための設備投資補助金交付要綱第 2 0 条第 3 項の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 取得財産の品目・名称及び取得日
- 2 取得価格又は効用が増加した価格及び処分することにより収入があるときはその収入額
- 3 処分の方法
- 4 処分の理由